

令和3年4月に「PFI事業における事後評価等マニュアル」を作成・公表

公共施設等の管理者等がPFI事業の期間満了に伴う事後評価等を実施する際、
または類似のPFI事業を実施しようとする際に参考となる情報を整理した他、
事後評価等の実施による適切な次期の事業手法の選択を目的

■ PFI事業の事後評価実施状況の把握 ⇒ 年度末までの取り纏め実施予定

□対象事業

PFI事業実績のうち、
以下の何れかを満たす案件

- ①事業期間終了済
(令和3年度末までに終了)
- ②事業期間終了4年前
(令和4年度～7年度までに終了)

□把握方法

各案件の管理者に対し主に以下の点を確認

- ①事後評価の実施状況
- ②事後評価の内容
 - ・事業目的の達成状況(例)定量面・定性面)
 - ・財政負担の軽減効果と確認方法
(サービス対価の変動の有無、VFM等)
 - ・課題、改善点
 - ・次期事業の有無と事業手法 等
- ③事後評価実施にあたっての課題

(参考)民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
(令和4年11月18日衆議院内閣委員会、令和4年12月8日参議院内閣委員会)

(衆)政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

(参)政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

(略)

三 PFI事業の事後評価及び諸外国の事例も含めた課題分析を行い、今後の事業実施に活かすこと。

(以下、略)

(参考)「PFI事業における事後評価等マニュアル」(令和3年4月)概要

「PFI事業における事後評価等マニュアル」は、期間満了となるPFI事業の検証のみならず、次期事業の検討に活かすほか、今後実施を検討する類似のPFI事業の事業内容の改善への活用を促すものである。

【マニュアルの構成と主なポイント】

はじめに

1. 事後評価等の目的

- 事後評価等の実施フロー図を掲載(右図参照)
- 次期事業をPFI手法も視野に入れる場合は、期間満了の4年程度前からの着手を想定
- 事後評価等の手続きを見据えた各段階での事前準備を記載

2. 事後評価等に向けた情報整理

- PFI事業の概要・効果に係る標準的な項目を掲載
- ヒアリングを踏まえ、特に必要とされている内容を明記
- 情報整理の段階において、大規模修繕の把握の必要性を明記

3. 事後評価の実施

- モニタリング情報等の活用により効率的かつ簡便に情報整理を行うことを明記
- 事業効果や課題・改善点を総括し、次期事業導入検討の参考となる標準的な評価項目を記載
- 事後評価結果の公表や、外部有識者等の意見収取による事後評価の公平性担保を記載

4. 次期事業手法の検討

- 次期事業手法として基本的にはPFI事業手法を含めた検討を行うこととし、検討の判断基準を記載
- 次期もPFI事業を採用した先行事例を提示

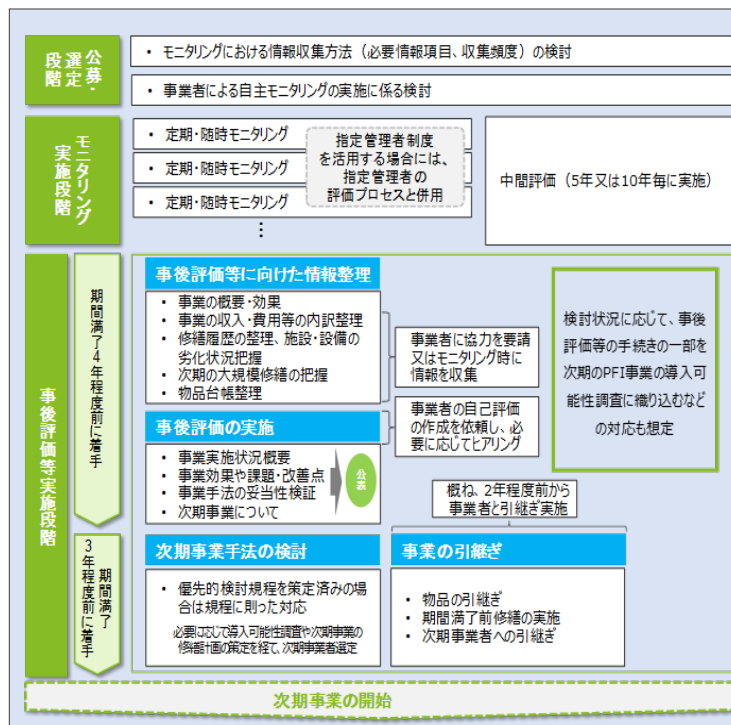
5. 事業の引継ぎ

- 各引継ぎ作業に取りかかる時期の目安を記載
- 修繕履歴の蓄積・データ管理等の方法をあらかじめ整理しておく必要性を明記

別紙

- 事後評価様式の例を紹介(記載の仕方、方針について様式内で整理)
- 事後評価等を実施した管理者等の先行事例を紹介

〈事後評価等の実施手続きの個別フロー図〉



〈次期事業をPFI事業へ移行した事例〉

事業名	当初事業	次期事業
多摩地域ユース・プラザ(仮称)整備等事業	RO方式	O方式
岡山市当新田環境センター余熱利用施設の整備・運営事業	BOT方式	RO方式
府中市市民会館・中央図書館複合施設整備事業	BTO方式	RO方式